国立研究開発法人物質・材料研究機構
任期制職員採用等規程

平成１８年３月３１日
１８規程第４号

（趣旨）

第１条　この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）と期間の定めのある雇用契約を締結した任期制職員（以下「任期制職員」という。）及び「労働契約法（平成１９年法律第１２８号。以下「労働契約法」という。）」第１８条第１項に基づき期間の定めのない労働契約への転換を行った者（以下「無期労働契約転換職員」という。）について、国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員就業規則（平成１８年３月２８日　１８規程第４７号。以下「任期制職員就業規則」という。）第３７条第１項の規定に基づき、機構の任期制職員及び無期労働契約転換職員の採用手続、雇用期間等に関し必要な事項を定めるものとする。

（採用手続）

第２条　理事長は、任期制職員を採用する場合には、次の各号に掲げる手続きによるものとする。

（１）国立研究開発法人物質・材料研究機構組織規程（令和５年２月２８日　２０２３規程第７号）第２章に規定するセンター、部門、分野、プラットフォーム、グループ、ユニット、チーム及び室の長（以下「所属長等」という。）は、公募に応じた候補者の中から選考により採用予定者を決定する。

（２）所属長等は、前号により決定した採用予定者の採用について、当該組織を担当する理事（以下「担当理事」という。）の了解を得た上で、別に定める要領により理事長に申請する。ただし、担当理事の定めがない組織にあっては、担当理事の了解は不要とする。

（３）理事長は、前号の申請を承認した場合は、別に定める雇用契約書により、採用予定者と雇用契約を締結するものとする。

２　前項第３号の雇用契約書には、任期制職員就業規則第３８条各号に掲げる労働条件等を記載するものとする。

（雇用の際の要件）

第３条　博士研究員及びＩＣＹＳ研究員は、雇入予定日において、博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）の取得後１０年以内の者でなければならない。ただし、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（ＲＰＤに採用される者に限る。）の身分を持つ者については、この限りでない。

２　採用予定者が採用時において満年齢６５年以上である場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。また、雇用期間を更新する場合も同様とする。

３　ＮＩＭＳジュニア研究員は、任期の途中で大学院生の身分を失った場合、雇用契約が終了する。ただし、単位取得後に大学院を退学し、退学後１年のうちに学位取得が見込める者に限り、退学後１年間の雇用を可能とする。

（労働条件の変更及び雇用契約期間の更新）

第４条　所属長等は、任期制職員就業規則第３８条各号に掲げる労働条件等の変更が業

務上特に必要であると認める場合は、速やかに変更事項について担当理事の了解を得た上で別に定める要領により、労働条件等の変更を理事長に申請するものとする。ただし、担当理事の定めがない組織にあっては、担当理事の了解は不要とする。

２　所属長等は、任期制職員の雇用契約期間を更新することが適切であると認めるときは、担当理事の了解を得た上で別に定める要領により、雇用契約期間の更新を理事長に申請するものとする。

３　前項の雇用契約期間の更新は、年次審査申請書（別紙様式第１）を所属長等に提出し、契約更新の承認を得た者に限るものとする。

４　理事長は、第１項及び第２項の申請を承認した場合は、変更後又は更新後の雇用契約書により当該任期制職員と雇用契約を締結する。

（雇用期間）

第５条　任期制職員就業規則第３９条第１項の任期制職員の雇用期間は、次の表の任期制職員の種類欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の雇用契約期間欄に掲げる期間の範囲内で雇用契約書に定める期間とし、同表の最長雇用期間欄に掲げる期間の範囲内で、雇用契約期間を更新することができるものとする。ただし、理事長が特に認めた場合を除き、中長期目標期間を超える期間の雇用契約の締結はできないものとする。なお、定年制職員及び無期労働契約転換職員のうち満年齢６５年未満の者が定年退職日以降又は満年齢６０年に達した日以後に機構を退職した者（無期労働契約転換職員を除く。）の退職日以降に本人が雇用を希望した場合は、任期制職員として満年齢６５年まで継続雇用する。ただし、任期制職員就業規則第４３条第１項各号及び第２項各号のいずれか又は第６２条第１項各号のいずれかに該当した場合はこの限りではない。

任期制職員の種類	雇用契約期間	最長雇用期間
一　招聘研究員	５年以内	５年
二　特任研究員	１年以内	５年
三　博士研究員	１年以内	５年
四　ＩＣＹＳ研究員	ＩＣＹＳ　ＰＩ　５年以内ＩＣＹＳリサーチフェロー　３年以内	５年 ただし、産前・産後休暇期間、出生時育児休業期間若しくは育児休業期間又はニ以上を併せた期間がある者に限っては、これらの期間を除く雇用契約期間が５年に達する日又は当初採用日から７年を超えない日までのいずれか短い期間
五　ＮＩＭＳジュニア研究員	NIMS 連携大学院本体予算雇用の場合 博士課程　３年以内 修士課程　２年以内 上記以外の場合 １年以内	修士課程入学前　１年 修士課程在学中 博士課程入学前　１年 博士課程在学中 単位取得退学後学位取得見込み １年
六　招聘エンジニア	５年以内	５年
七　特任エンジニア	１年以内	５年
八　テクニカルスタッフ	１年以内	５年
九　特任専門職	１年以内	５年
十　特定専門職	１年以内	５年
十一　オフィススタッフ	１年以内	５年
十二　嘱託職員	１年以内	５年又は満年齢６５年までのいずれか短い期間

２　前項の規定にかかわらず、招聘研究員、特任研究員、招聘エンジニア、特任エンジニア、テクニカルスタッフ、特任専門職、特定専門職又はオフィススタッフのうち、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき満年齢６５年未満の者が定年退職日以降又は満年齢６０年に達した日以後に機構を退職した者から再雇用される者の最長雇用期間は、５年又は満年齢６５年までのいずれか短い期間とする。

３　前２項の規定及び当初採用年月日にかかわらず、招聘研究員、特任研究員、招

聘エンジニア、特任エンジニア、テクニカルスタッフ及び特任専門職は、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、最長雇用期間をさらに５年まで延長することができる。

４　当初採用年月日にかかわらず、任期制職員が他の任期制職員の種類に変更する場合の通算の最長雇用期間の取扱は別表１及び別表２のとおりとする。

５　第１項から前項までの規定にかかわらず、理事長が特に認めた者の雇用契約期間及び最長雇用期間については、個別の雇用契約書の定めるところによる。

（無期労働契約への転換の申込み）

第６条　次に掲げる任期制職員は、無期労働契約転換申込書（別紙様式第２）により理事長に無期労働契約転換を申込むことができる。

（１）労働契約法第１８条第１項の規定により無期労働契約転換職員への転換の権利が発生した者

（２）別に定める採用試験に合格した者

２　前項の申込みは、前項第１号に掲げる者にあっては、現に締結している雇用契約の期間の満了日の３０日前まで、前項第２号に掲げる者にあっては、合格通知が届いた日から２週間が経過した日までに行わなければならない。

３　理事長は、前項の規定により任期制職員から無期労働契約転換申込書が提出されたときは、当該申込みをした任期制職員に対し、速やかに無期労働契約転換申込み受理通知書（別紙様式第３）により受理したことを通知するものとする。

（無期労働契約転換後の労働条件）

第７条　無期労働契約へ転換した際の労働条件等については、原則として、転換した直前の雇用契約と同一とする。ただし、理事長は、業務上特に必要であると認める場合は、無期労働契約への転換に際し労働条件等の変更を行うことができるものとし、無期労働契約転換後においても同様とする。

（無期労働契約への転換及び労働条件等の変更に係る手続）

第８条　第６条第３項により通知を受けた任期制職員の無期労働契約への転換については、当該任期制職員の所属長等が別に定める要領により理事長に申請する。

２　所属長等は、労働条件等の変更が業務上特に必要であると認める場合は、担当理事の了解を得たうえで別に定める要領により、理事長に申請することができる。ただし、担当理事の定めがない組織にあっては、担当理事の了解は不要とする。

３　理事長は、前二項の申請を承認した場合は、転換後又は変更後の雇用契約書により、無期労働契約転換職員と雇用契約を締結するものとする。

（無期労働契約転換職員の評価）

第９条　無期労働契約転換職員の評価は、別に定める要領により行うものとする。

（雇止めの予告）

第１０条　理事長は、任期制職員就業規則第３９条第２項の雇止めの予告を任期制職員に対して行う場合は、原則として、通知書（別紙様式第４）により行うものとする。

（解雇予告）

第１１条　理事長は、任期制職員就業規則第４５条第１項の解雇の予告を任期制職員及び

無期労働契約転換職員に対して行う場合は、原則として、解雇予告通知書（別紙様式第５）により行うものとする。

（所属長等の責務）
第１２条　所属長等は、任期制職員及び無期労働契約転換職員の公募及び選考並びに教育及び管理を適切に行わなければならない。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
（経過措置）
第２条　この規程の施行日以前から継続して雇用されている任期制職員については、施行日以前の雇用期間を通算するものとする。
（最長雇用期間）
第３条　第５条第１項のフレッシュキャリアの最長雇用期間欄の年齢については、当分の間次により取り扱うものとする。平成１８年度においては６１歳、平成１９年度から平成２１年度においては６２歳、平成２２年度から２４年度においては６３歳以下の者とする。
附　則（平成１９年５月８日　１９規程第３０号）
この規程は、平成１９年５月８日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。
附　則（平成１９年６月４日　１９規程第３６号）
この規程は、平成１９年６月４日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。
附　則（平成１９年１１月５日　１９規程第６６号）
この規程は、平成１９年１１月５日から施行し、平成１９年１０月１日から適用する。
附　則（平成１９年１２月３日　１９規程第７２号）
この規程は、平成１９年１２月３日から施行する。
附　則（平成２１年３月２３日　２１規程第４２号）
この規程は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則（平成２２年３月２９日　２２規程第７号）
この規程は、平成２２年４月１日から施行する。
附　則（平成２３年５月１１日　２３規程第６２号）
この規程は、平成２３年５月１１日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。
附　則（平成２４年３月２６日　２４規程第２１号）
１．この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
２．採用依頼書（別紙様式第１－１及び第１－２）については、平成２４年２月１日から適用する。
附　則（平成２４年６月２９日　２４規程第４５号）
この規程は、平成２４年７月１日から施行する。
附　則（平成２４年７月３１日　２４規程第５１号）
この規程は、平成２４年８月１日から施行する。
附　則（平成２５年３月２６日　２５規程第１０号）
１．この規程は、平成２５年４月１日から施行する。
（最長雇用期間の適用開始日）

２．最長雇用期間の適用開始日については、次のとおりとし、当該日より起算する。なお、任期制職員の種類又は勤務形態等が変更されても当初の雇用開始日を起算日として、最長雇用期間を適用する。
(1) 平成２５年４月１日以降に採用する者は、当初の契約日とする。
(2) 平成２５年３月３１日以前の採用で、１週間の勤務日数が３日以下又は１日の勤務時間が５時間４５分以下の者は、平成２５年４月１日以降の契約日とする。
(3) 平成２５年３月３１日以前の採用で、１週間の勤務日数が４日以上かつ１日の勤務時間が６時間以上である者は、当該勤務形態で契約した日とする。この場合、第５条の規定にかかわらず、最長雇用期間を５年とする。
附　則（平成２６年１月２８日　２６規程第３号）
この規程は、平成２６年２月１日から施行する。
附　則（平成２６年１１月１日　２６規程第５６号）
この規程は、平成２６年１１月　１日から施行する。
附　則（平成２７年３月２４日　２７規程第３４号）
この規程は、平成２７年４月　１日から施行する。
附　則（平成２８年４月２８日　２８規程第６３号）
この規程は、平成２８年４月２８日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。
附　則（平成２８年６月３日　２８規程第９６号）
この規程は、平成２８年６月３日から施行し、平成２８年４月２８日から適用する。
附　則（平成２８年６月３０日　２８規程第１０９号）
この規程は、平成２８年６月３０日から施行する。
附　則（平成２９年２月２４日　２９規程第４号）
この規程は、平成２９年３月１日から施行する。
附　則（平成２９年６月２７日　２９規程第３９号）
この規程は、平成２９年６月２７日から施行する。
附　則（平成３０年６月１２日　３０規程第３１号）
この規程は、平成３０年６月１２日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。
附　則（平成３１年３月２６日　２０１９規程第２８号）
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。
附　則（令和３年３月１５日　２０２１規程第４号）
この規程は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第５条第２項に規定する「及び研究業務員」は、令和３年１月１日から施行する。
附　則（令和３年４月６日　２０２１規程第３６号）
この規程は、令和３年４月６日から施行し、令和３年４月１日から適用する。
附　則（令和３年６月１日　２０２１規程第６９号）
この規程は、令和３年６月１日から施行する。
附　則（令和３年９月２９日　２０２１規程第７９号）
この規程は、令和３年１０月１日から施行する。
附　則（令和４年９月２６日　２０２２規程第５７号）
この規程は、令和４年１０月１日から施行する。
附　則（令和４年８月２３日　２０２２規程４６号）
（施行期日）
１．この規程は、令和５年４月１日から施行する。
（経過措置）

２．令和５年３月３１日以前に採用されたＮＩＭＳポスドク研究員が任期制職員の種類をＩＣＹＳ研究員に変更する場合の第５条第１項に規定する雇用契約期間及び最長雇用契約期間の適用並びに別表２第３欄の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和５年２月２８日　２０２３規程第３０号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月２８日　２０２３規程第９０号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年１０月２４日　２０２３規程第１０９号）

この規程は、令和５年１０月２４日から施行する。

附　則（令和５年１１月１４日　２０２３規程第１１０号）

この規程は、令和５年１１月１４日から施行する。

附　則（令和７年４月３日　２０２５規程第６８号）

この規程は、令和７年５月１日から施行する。

附　則（令和７年８月２５日　２０２５規程第８１号）

この規程は、令和７年９月１日から施行する。

附　則（令和７年１１月１７日　２０２５規程第９８号）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年５月１２日　２０２６規程第４５号）

この規程は、令和８年５月１２日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表１

公募を必要としない変更

変更前の種類	変更後の種類	通算の最長雇用期間
招聘研究員	特任研究員	５年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに５年まで延長することができる。
特任研究員	招聘研究員	５年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに５年まで延長することができる。
	特任専門職	５年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに５年まで延長することができる。
	特定専門職	５年
	特任エンジニア	５年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに５年まで延長することができる。
博士研究員	特任研究員	５年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに５年まで延長することができる。
	特任エンジニア	５年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに５年まで延長することができる。
ＩＣＹＳ研究員	特任研究員	７年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに３年まで延長することができる。 なお、それぞれの種類において第５条第１項に掲げる最長雇用期間を超えることはできない。
	博士研究員	７年 ただし、それぞれの種類において第５条第１項に掲げる最長雇用期間

		を超えることはできない。
	特任エンジニア	７年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに３年まで延長することができる。 なお、それぞれの種類において第５条第１項に掲げる最長雇用期間を超えることはできない。
招聘エンジニア	特任エンジニア	５年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに５年まで延長することができる。
	特任専門職	５年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに５年まで延長することができる。
	特定専門職	５年
特任エンジニア	特任専門職	５年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに５年まで延長することができる。
	特定専門職	５年
	博士研究員	５年
ＮＩＭＳジュニア研究員	テクニカルスタッフ	５年
テクニカルスタッフ	特任エンジニア	５年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに５年まで延長することができる。
	オフィススタッフ	５年
オフィススタッフ	特任専門職	５年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに５年まで延長することができる。
	特定専門職	５年
	テクニカルスタッフ	５年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに５年まで延長することができる。

嘱託職員	招聘研究員	５年又は満年齢６５年までのいずれか短い期間 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに５年まで延長することができる。
	特任研究員	５年又は満年齢６５年までのいずれか短い期間 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに５年まで延長することができる。
	特任専門職	５年又は満年齢６５年までのいずれか短い期間 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに５年まで延長することができる。
	特定専門職	５年又は満年齢６５年までのいずれか短い期間
	招聘エンジニア	５年又は満年齢６５年までのいずれか短い期間 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに５年まで延長することができる。
	特任エンジニア	５年又は満年齢６５年までのいずれか短い期間 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに５年まで延長することができる。
	テクニカルスタッフ	５年又は満年齢６５年までのいずれか短い期間 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに５年まで延長することができる。
	オフィススタッフ	５年又は満年齢６５年までのいずれか短い期間

別表２

公募を必要とする変更

変更前の種類	変更後の種類	通算の最長雇用期間
博士研究員	ＩＣＹＳ研究員	５年
特任エンジニア	ＩＣＹＳ研究員	７年 ただし、それぞれの種類において第５条第１項に掲げる最長雇用期間を超えることはできない。
ＮＩＭＳジュニア研究員	博士研究員	１０年 ただし、それぞれの種類において第５条第１項に掲げる最長雇用期間を超えることはできない。
	ＩＣＹＳ研究員	１０年 ただし、それぞれの種類において第５条第１項に掲げる最長雇用期間を超えることはできない。
	特任エンジニア	５年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに５年まで延長することができる。
テクニカルスタッフ	博士研究員	５年
	ＮＩＭＳジュニア研究員	１０年 ただし、それぞれの種類において第５条第１項に掲げる最長雇用期間を超えることはできない。

別紙様式第１

年次審査申請書

<table>
<tr><th colspan="4">本人申請欄</th></tr>
<tr><td>所　　属</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>職　　名</td><td></td><td>当初任用年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td><td>生年月日(年齢)</td><td>（　　）</td></tr>
<tr><td>業務の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>１年間の業績
（具体的な実績を記述して下さい。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">以上のとおり、申請いたします。
年　　月　　日　　氏名</td></tr>
<tr><th colspan="4">受入担当者評価欄</th></tr>
<tr><td>職務遂行</td><td>□ S
□ A
□ B
□ C</td><td>コメント</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">【評価基準】
S：極めて優れた職務遂行能力を有する（職務に意欲を持って取組み、必要な専門知識等を十分に発揮した上で、期待した以上の取組を行っている。）、　A：優れた職務遂行能力を有する、　B：普通の職務遂行能力である、
C：職務遂行能力が劣っている</td></tr>
<tr><td>勤務状況・態度</td><td>□ S
□ A
□ B
□ C</td><td>コメント</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">【評価基準】
S：極めて良好、　A：良好、　B：普通、　C：不良</td></tr>
<tr><td rowspan="3">□　契約更新可
□　契約更新不可</td><td colspan="3">評価理由</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">年　　月　　日
職名　　氏名</td></tr>
</table>

※受入担当者評価欄の職務遂行及び勤務状況・態度のそれぞれがB以上の評価の場合のみ、契約更新可として審査すること。

別紙様式第２

無期労働契約転換申込書

国立研究開発法人物質・材料研究機構　理事長　殿

申込日　　年　　月　　日
所属
氏名

私は、国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員採用等規程第６条の規定に該当いたしますので、期間の定めのない労働契約への転換の申し込みをします。

以上

別紙様式第３

無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

年　　月　　日
国立研究開発法人物質・材料研究機構
理事長

貴殿から　　年　　月　　日に提出された無期労働契約転換申込書については、受理しましたので、通知します。

以上

別紙様式第４

○○○○年○○月○○日

通知書

殿

国立研究開発法人物質・材料研究機構

理事長

この度、当機構は○○○○年○○月○○日をもって終了する貴殿との雇用契約を更新しないことと決定いたしましたので、国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員就業規則第３９条第２項に基づき、ここに通知いたします。

以　　上

別紙様式第５

○○○○年○○月○○日

解雇予告通知書

殿

国立研究開発法人物質・材料研究機構

理事長

この度、当機構は国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員就業規則第４５条の規定により、貴殿を解雇することを決定いたしましたので、ここに通知します。解雇日は、○○○○年○○月○○日といたします。

本通知は労働基準法第２０条に基づく解雇予告です。（解雇予告手当は、貴殿の指定口座に○○月○○日（本日）振り込みます。）

なお解雇日までは従前どおり就業してください。

以　　上